

長崎市の景観まちづくり

— 長崎市の景観形成重点地区 —

長崎市には、自然と地域の人々の生活や活動が積み重なり、そこに培われた歴史・文化が相互に作用しあって形成された多様で複雑な景観があります。今回は、特に個性ある景観が形成されている「景観形成重点地区」をご紹介します。



●「景観」とは？

景観とは、海、山、川などの自然環境や建築物、道路などの構造物など私たちの目に映る姿だけでなく、私たちがそこから感じ取る印象やまちの雰囲気までを含めたものです。

景観は、先人が培ってきた歴史や文化など、そこで長く営まれてきた人々の生活や活動が積み重なってつくられたものであり、道路や公園などの公共空間や住宅、商店など、様々な要素で成り立っています。長崎市の景観には、他都市には見られない多くの歴史や文化の集積と自然とが調和した長崎市ならではの独自性が現れています。



●景観形成の意義

景観づくりは、単に視覚的に美しいものを守り育てるというだけでなく、地域の人々が生き生きとした豊かな生活を送ることのできる「地域づくり」、「まちづくり」につながるものであり、次のような意義を持っています。

- ①生活環境の快適性の向上
- ②地域の魅力・個性の創出
- ③郷土への愛着や誇りの醸成
- ④地域・経済の活性化
- ⑤優れた公共財の後世への継承

①東山手・南山手地区景観形成重点地区（平成4年3月2日指定）

都市景観100選選定

日本の窓口として西洋、中国との交流があった長崎は、開港により、出島・館内に限られていた外国人居住地区が東山手・南山手へ拡大され、数多くの洋館が建設されました。

今でも異国情緒豊かな長崎を代表する地区として広く内外に知られており、当地域には、洋館、レンガ塀、石畳等の数多くの文化遺産があり、また、長崎の地形的特徴である斜面景観を有し、大浦川を挟んで向い合う斜面、港や主要な道路などから見上げる山手地区と緑地、山手のまちなみ越しに見る港への眺望は、長崎市民にとっても貴重な財産となっています。



②中島川・寺町地区景観形成重点地区（平成6年3月18日指定）

都市景観100選選定

中島川・寺町地区は、江戸時代唯一の外国との窓口であった長崎のまちの中核をなしていた長崎の精神文化をまちなみとともに残す歴史ある伝統的地区です。

中島川の水辺は、袋橋・眼鏡橋から西山川にかけて、石橋群があり、良好な水辺景観を呈しています。

また、周辺には、風頭山の視野に広がる寺院群と墓地区が分布しています。

中島川と寺町の間には、古くから商店街が形成され、町家が軒を連ねていました。これらは長崎独自の様式を持ち「長崎町家」と呼ばれています。特に東古川通りには、当時の町家が今でも数多く残っています。



③館内・新地地区景観形成重点地区（平成18年3月1日指定）

館内・新地地区は、都心の商業的賑わいと、東山手・南山手の観光拠点をつなぐルート上に位置します。地形的には、典型的な斜面地形であり、地域全体がまとまりを形成しています。

館内地区は、鎖国時代に中国人居留地が築造された所です。当時造成された地形や石垣、水路、お堂などが残存、復元されています。

新地地区は、鎖国時代に中国との貿易品の荷蔵として、当時の海面を埋立てて築造されました。現在は、「新地中華街」として賑わい、日本と中国の歴史的交流を象徴する重要な役割を担っています。



④平和公園地区景観形成重点地区（平成13年8月24日指定）

平和公園地区は、都市への原爆投下という、人類史上まれにみる出来事を象徴する歴史的な場であり、核廃絶・平和を希求し、平和都市として世界へ発信する顔となる場所です。祈りの空間の原爆落下中心地、平和祈念式典会場となる願いの空間の祈念像地区、平和学習に訪れる原爆資料館などがあり、平和都市ナガサキを象徴する場所として、多くの人々が訪れています。

路面電車の線路から西側の運動公園ゾーンも含み、市民スポーツ、レクリエーションの場として、また、緑豊かな憩いの場となる空間を創出します。



⑤外海地区景観形成重点地区（平成24年4月1日指定）

大野教会、出津教会と旧出津救助院を核とし、これらに牧野の集落などの景観を重点的に守り育てる地区です。地区内の随所から得られる東シナ海の眺望は、季節と共に変化する優れた自然景観であるだけでなく、江戸時代の潜伏キリシタンがここから五島へと出発した歴史を想起させる景観でもあります。

本地区は、新しい時代にあった長崎市の魅力形成において重要な地区です。長年培われた自然と文化の特徴を守り育て、次世代に受け継ぐため、教会やその周辺の集落景観を守り育てる活動を地域と行政が連携して推進し、交流人口の増加に役立てることを目指します。



⑥深堀地区景観形成重点地区（平成24年4月1日指定）

深堀地区は、長崎市の南西部に位置する城下町の佇まいを残す風情ある港町です。海に恵まれた地の利を活かし、その昔から、往来する貿易商人との交流がおこなわれていました。

昭和43年に深堀、香焼間が三菱重工香焼造船所の工業用地として埋め立てられ、広大な土地が造成されました。海岸沿いは、関連企業や水産加工場を中心とした工業地帯となっています。近年においては、県営住宅をはじめ、運動場、公園、体育館等の環境整備が図られ、古い伝統と近代的な振興が融合した、新しさと落ち着きが共存する町として発展を続けています。



⑦高島北溪井坑跡地区景観形成重点地区（平成25年4月1日指定）

高島北溪井坑跡地区は、世界遺産登録された「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」の構成資産の1つである高島の北溪井坑跡及びその関連資産であるグラバー別邸跡を有する地区です。

北溪井坑は、日本初の蒸気機関を導入した洋式炭鉱で、グラバー別邸は、北溪井坑の開発にあたったトーマス・ブレイク・グラバーの別邸で、いずれも幕末から明治期における日本の炭鉱産業の飛躍的な近代化の先駆けとなった資産であり、この2つの資産を含む同地区は、歴史的にも文化的にも非常に重要な地区です。



長崎市の景観まちづくり

— 長崎市の景観施策 —

長崎市景観条例を中心として、良好な景観形成に関する様々な取り組みを行っています。景観計画や景観まちづくりガイドラインでは、建築物や工作物に対する高さや色彩などのルールを定めています。景観審議会やながさきデザイン会議、景観専門監、ながさきデザインアドバイザーでは、行政や民間だけでなく、専門家の知見を

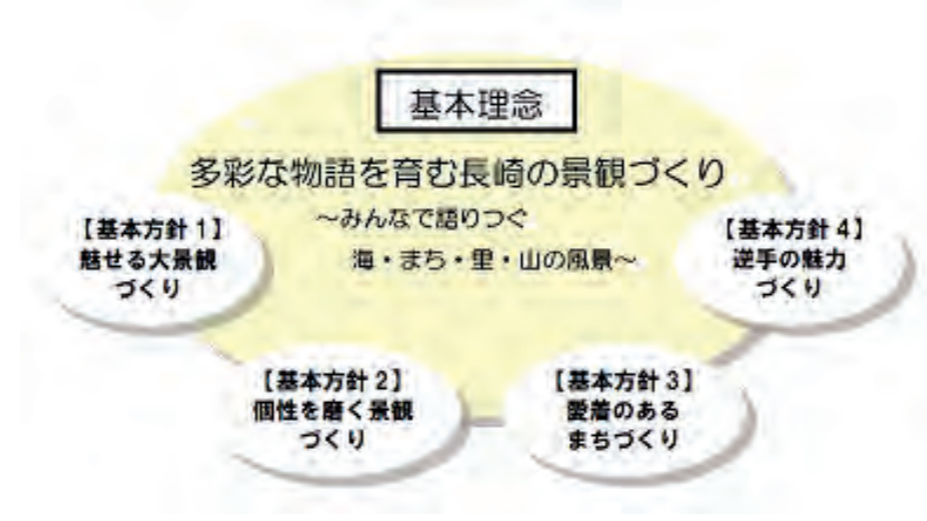
景観形成に活かす施策です。景観重要建造物や長崎市都市景観賞は、重要な景観資源の価値を顕在化し、広く市民へ知らせる役割を持ちます。景観まちづくり地域団体や開港五都市景観まちづくり会議は、まさに市民による景観づくりの取り組みです。こうした様々な取り組みにより、長崎市の個性ある景観が守り育てられています。

①長崎市景観条例



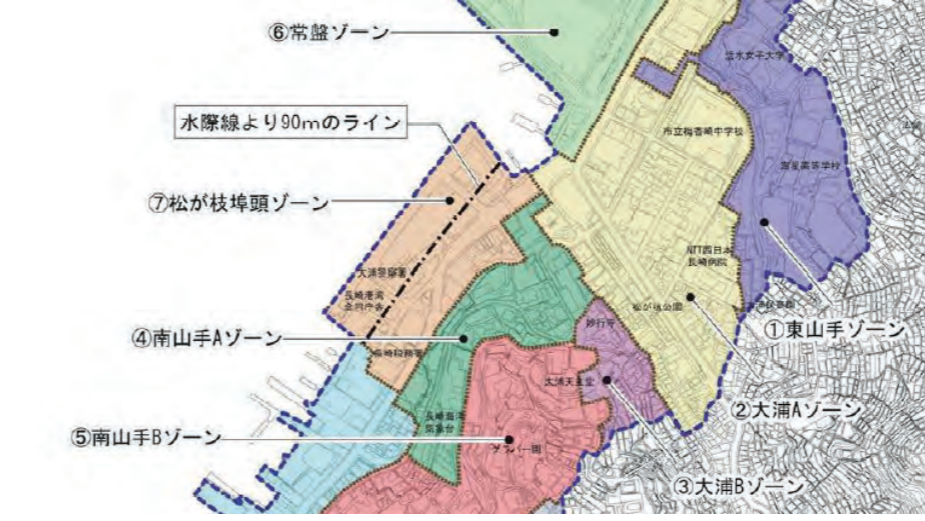
景観の形成に関し、基本的かつ必要な事項を定めるとともに、景観法の規定に基づく手続等に関し必要な事項を定めることにより、自然と歴史にはぐくまれた景観まちづくりを推進し、もって豊かな市民生活と市民文化の向上に資することを目的として制定された条例です。景観形成に関する旧条例「長崎市都市景観条例」は全国に先駆けて昭和64年1月1日から施行し、平成16年に施行された景観法に準拠するかたちで平成23年4月1日に改正施行されました。

②長崎市景観基本計画



長崎市の景観づくりを総合的かつ計画的に進めるための理念や方針を示すマスタープランです。長崎には、特徴的な地形や地質、気候等の自然と地域の人々の生活や活動が積み重なり、そこに培われた歴史・文化が相互に作用しあって形成された多様で複雑な景観があります。景観づくりは、特定の誰かだけでなく、地域の一人ひとりがその物語を理解し、大切な生活空間を守っていきこうとする気持ちが大事です。このような物語を、将来にも語りつぎ、地域の特徴を活かした景観づくりを進めていきます。

③長崎市景観計画



景観法に基づき、届出が必要となる対象行為や規模、景観形成基準などについて定めています。一定規模を超える建築物・工作物の新築、増改築や、開発行為等を行う場合は法に基づく届出が必要になります。届出等の手続きが正しく行われなかったり、届出内容が基準に適合しなかったりした場合、市は景観形成基準に適合させるよう助言や指導を行います。また、景観形成基準に適合しない場合は、景観法に基づく勧告・変更命令・罰則を適用する場合があります。

④景観まちづくりガイドライン



平成16年の景観法の全面施行を受け、長崎市においても特徴ある景観をもつ地区を「景観形成重点地区」として指定し、守り育てる取り組みが進んでいます。景観計画における景観形成基準のなかで建築物や工作物などの高さや形態・意匠、色彩などに規制がありますが、景観まちづくりガイドラインではもう一步踏み込んで、「このようなデザインにすれば地域に似合う」という提案を市民や専門家らと一緒にまとめたものです。建築行為などを行なう場合に参考としてご利用下さい。

⑤長崎市景観審議会



景観形成の推進を図るために設置された市長の外部諮問機関で、景観基本計画の策定及び変更に関すること、景観計画の策定及び変更に関すること、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び解除に関すること、その他景観の形成に関する重要事項に関することについては、景観審議会に諮問することが景観条例で定められています。景観審議会委員は学識経験のある者、関係官公庁の職員、あるいは公募による市民20人以内で組織され、委員の任期は2年です。

⑥ながさきデザイン会議



道路、河川、公園等の公共施設及び大規模な建築物等は、景観を構成する重要な要素であることから、公共施設及び大規模な建築物等が地域の特徴を生かした質の高い景観デザインとなるように、専門家の意見を聞くものです。大規模な建築行為については、一般地区(市街化区域内)で建築物の高さが40mを超える場合、景観形成重点地区または一般地区(市街化区域以外)で建築物の高さが20mを超える場合は、デザイン会議における調整が必要となります。

⑦景観専門監



大型公共施設の総合的なデザイン調整や研修やフィールドワークなどを通じた技術系職員の意識と技術の向上を目的として「景観専門監」を設置しています。現在は、九州大学持続可能な社会のための決断化学センターの高尾忠志准教授が景観専門監として出島表門橋架橋プロジェクトや長崎駅周辺整備事業、平和公園や西坂公園、鍋冠山公園の再整備、岩原川周辺環境整備、野母崎田の子地区地域拠点再整備などの主要な公共事業における調整や助言、指導を行っています。

⑧ながさきデザインアドバイザー



景観法に基づく景観計画区域内の届出に係る協議、公共事業の通知に係る協議などについて、より良好で質の高い景観の創造を目的として、必要に応じて助言等を受けるため、学識経験者または建築、土木、色彩、造園等の専門家と景観に係る識見を有する方を「ながさきデザインアドバイザー」として選任しています。アドバイザーからは、景観計画区域内の公共施設や大規模な建築物等のデザイン、色彩、その他景観の形成に関して専門的立場から具体的な助言等を受けています。

⑨景観重要建造物



景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物で、所有者等の意見を聞き、長崎市景観審議会の答申を得た上で指定するものです。大規模な修繕等にかかる費用の一部について助成を受けることができます。また、相続税の評価において、その利用上の制限の程度に応じた適正な評価を受けることができます。その一方で、所有者等の適正な管理義務の他、増築や改築、外観の変更には市長の許可が必要になります。樹木を「景観重要樹木」として指定することも可能です。

⑩長崎市都市景観賞



自然環境を生かし、歴史的な文化遺産を継承しながら、人間のふれあいのある都市、洗練されたまちづくりに寄与する建築物などに対して贈られる賞です。長崎らしい魅力あるまちづくりを進めるため、長崎の歴史的背景と地理的特色を活かし、周囲のまちなみや雰囲気と調和した作品に賞を贈ることにより、市民の都市景観に対する関心を高め、よりいっそう快適で美しいまちなみを守り育てていこうという趣旨のもと、市や関係団体による実行委員会で開催しています。

⑪景観まちづくり地域団体



一定の地域における都市景観の形成を推進することを目的として組織され、定期的な活動を6ヶ月以上継続している団体を「景観まちづくり団体」として認定し、活動経費の一部を3年間に限り、年間20万円を限度として助成を行っています。条件として、その活動が当該地域の多数の住民に支持されていると認められること、関係人の所有権その他の財産権を不当に制限しないこと、市長が定める要件を具備する団体の規約が定められていることなどがあります。

⑫開港五都市景観まちづくり会議



この会議は、安政5年に開港港に指定された函館、新潟、横浜、神戸及び長崎の5都市(開港5都市)の市民が、景観、歴史、文化、環境などを大切に守り、愛着をもって育て、個性豊かで魅力のあるまちづくりを行うため、相互に交流を深め、課題を協議し、開港5都市のまちづくりの推進に資するために行うものです。平成5年に神戸市から始まり、毎年各都市持ちまわり開催しています。景観まちづくりに関わる市民の貴重な情報交換や交流の場となっています。